

平成28年第2回豊後高田市議会定例会会議録（第5号）

○議事日程〔第5号〕

平成28年6月29日（水曜日）午前10時0分開議

※開議宣告

- 日程第1** 第50号議案から第54号議案まで及び第2号報告から第4号報告まで
（委員長報告・委員長報告に対する質疑・討論・表決）
- 日程第2** 第55号議案
（提案理由説明・質疑・討論・表決）
- 日程第3** 第56号議案
（提案理由説明・質疑・討論・表決）
- 日程第4** 第57号議案
（提案理由説明・質疑・討論・表決）
- 日程第5** 意見書案第2号
（提案理由説明・質疑・討論・表決）

○本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

○出席議員（18名）

- | | | |
|------|-----|-----|
| 1 番 | 安 達 | かずみ |
| 2 番 | 中 尾 | 勉 |
| 3 番 | 黒 田 | 健 一 |
| 4 番 | 甲 斐 | 明 美 |
| 5 番 | 井ノ口 | 憲 治 |
| 6 番 | 阿 部 | 輝 之 |
| 7 番 | 土 谷 | 信 也 |
| 8 番 | 近 藤 | 紀 男 |
| 9 番 | 成 重 | 博 文 |
| 10 番 | 安 達 | 隆 |
| 11 番 | 松 本 | 博 彰 |
| 12 番 | 河 野 | 徳 久 |
| 13 番 | 安 東 | 正 洋 |
| 14 番 | 北 崎 | 安 行 |
| 15 番 | 河 野 | 正 春 |
| 16 番 | 山 本 | 博 文 |
| 17 番 | 菅 | 健 雄 |
| 18 番 | 大 石 | 忠 昭 |

○欠席議員（0名）

○職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

事務局 長 水 江 和 徳

主幹兼庶務係長	次郎丸 浩 一
議事係長	板 井 保 明
主 任	小 門 敏 宏

○説明のため議場に出席した者の職氏名

市 長	永 松 博 文
副 市 長	鴛 海 豊
市参事兼市民課長	山 田 真 一
総務課長	佐 藤 之 則
財政課長	飯 沼 憲 一
企画情報課長	藤 重 深 雪
地域活力創造課長	川 口 達 也
税務課長	近 藤 幸 一
保険年金課長	丸山野 幸 政
社会福祉課長	植 田 克 己
子育て・健康推進課長	安 田 祐 一
ウェルネス推進課長	伊 南 富士子
環境課長	後 藤 史 明
商工観光課長	河 野 真 一
農業ブランド推進課長	吉 止 勝 幸
耕地林業課長	都 甲 賢 治
建設課長	永 松 史 年
上下水道課長	大 力 雅 昭
会計管理者兼会計課長	尾 形 稔
地域総務二課長兼水産・地域産業課長	
	宗 直 長
消 防 長	榎 本 久 光
総務課 人事給与係長	
	伊 藤 昭 弘
総務課 総務法規防災係長兼秘書係長	
	近 藤 毅
教育委員会	
教 育 長	河 野 潔
教育庁総務課長兼地域総務一課長	
	安 藤 隆 治
教育庁学校教育課長	小 川 匡
教育庁文化財室長	板 井 浩

○議長（安達 隆君） 皆さん、おはようございます。

これより、本日の会議を開きます。

○議長（安達 隆君） 日程第1、第50号議案から第54号議案まで及び第2号報告から第4号報告まで

を一括議題といたします。

これより、委員長の報告を求めます。

総務委員長、中尾 勉君。

○総務委員長（中尾 勉君） 皆さん、おはようございます。総務委員長報告をいたします。

去る6月23日、総務委員会を開会し、本会議から付託されました議案2件、報告2件の審査を終了いたしましたので、その結果を報告いたします。

第50号議案、平成28年度豊後高田市一般会計補正予算（第1号）の内、本委員会に付託された部分ですが、歳入予算の内容については、国庫支出金、県支出金、地方債などで財源措置されており、補正額は7,665万2,000円の増額で、補正後の予算総額は14億7,027万7,000円となっています。

歳出の主なものは、消防費では、大雨や台風、津波の発生時に浸水被害が予想される羽根地区の避難路整備を行う経費が計上されています。

次に、地方債の補正については、道路整備事業の限度額の変更を行っています。

審査の中で、委員より「避難路の整備について」などの質疑や意見が出されました。

審査の結果、第50号議案の内、本委員会に付託された部分については、提案の趣旨を認め、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

第52号議案、財産の取得については、災害対応特殊救急自動車、高度救命処置用資機材一式を取得したので議決を求めるものです。

審査の中で、委員より「入札は何社を指名したのか」や「耐用年数について」の質疑や意見が出されました。

審査の結果、第52号議案については、提案の趣旨を認め、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

第2号報告、行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例の一部改正については、行政不服審査法の全部改正に伴い、行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例の一部について、早急に改正する必要が生じたため、平成28年3月31日に専決処分したので承認を求めるものです。

審査の結果、第2号報告については、報告の趣旨を認め、全員異議なく承認すべきものと決しました。

第3号報告、豊後高田市税条例等の一部改正については、地方税法の一部改正に伴い、早急に所要の規定の整備を行う必要が生じたため、平成28年3月3

1日に専決処分したので承認を求めるものです。

改正の内容につきましては、平成28年4月1日に、独立行政法人労働安全衛生総合研究所と独立行政法人労働者健康福祉機構が統合し、独立行政法人労働者健康安全機構となり、新法人においても、引き続き非課税措置を継続するものなどです。

審査の中で、委員より「改正したことによる影響件数と影響額について」などの質疑が出されました。

審査の結果、第3号報告については、報告の趣旨を認め、全員異議なく承認すべきものと決しました。

以上で、総務委員会審査結果の報告を終わります。

○議長（安達 隆君） 社会文教委員長、井ノ口憲治君。

○社会文教委員長（井ノ口憲治君） 社会文教委員会の報告をいたします。

去る6月24日、社会文教委員会を開会し、本会議から付託されました議案3件、報告1件の審査を終了いたしましたので、その結果を報告いたします。

第50号議案、平成28年度豊後高田市一般会計補正予算（第1号）の内、本委員会に付託された部分ですが、歳出の主なものは、民生費では夢むすび等を拠点に、温かく栄養バランスのとれた食事の提供や子供の居場所の提供、保護者が安心して就労できる環境の整備を目的とした子ども食堂を開設する経費などが計上されています。

衛生費では、国民健康保険特別会計繰出金が増額される経費や、若いころからの生活習慣病予防を図るため、19歳から39歳の市民の皆さん向けの健診を無料で実施する経費が計上されています。

教育費では、地域の石造物の観光資源化と保存継承のため、既存の古代文化公園の誘致促進に向けた整備計画を作成する経費が計上されています。

審査の中で、委員より「子ども食堂の今後の運営について」などの質疑や意見がありました。

審査の結果、第50号議案の内、本委員会に付託された部分については、提案の趣旨を認め、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

第51号議案、平成28年度豊後高田市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）は、国保加入の若者を対象としたアンダーフォーティ健診事業費が計上されています。補正額は79万4,000円の増額で、補正後の予算額は38億7,660万4,000円となっています。

審査の中で、委員より「実施の時期について」の質疑がありました。

審査の結果、第51号議案については、提案の趣旨

を認め、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

第53号議案、豊後高田市立幼稚園条例の一部改正については、子ども・子育て支援法施行令及び子ども・子育て支援法施行規則の一部改正に伴い、所要の規定の整理を行うものです。

審査の結果、第53号議案については、提案の趣旨を認め、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

第4号報告、豊後高田市国民健康保険税条例の一部改正については、地方税法施行令の一部改正に伴い、早急に所要の規定の整備を行う必要が生じたため、平成28年3月31日に専決処分したので承認を求めるものです。

改正の内容につきましては、国民健康保険税の後期高齢者支援金等の課税限度額を、それぞれ改正するものなどです。

審査の中で、委員より「専決処分は避けたほうがいい」との意見がありました。本報告については、反対の討論がありました。

審査の結果、第4号報告については、採決の結果、賛成多数で報告のとおり承認すべきものと決しました。

以上で、社会文教委員会審査結果の報告を終わります。

○議長（安達 隆君） 産業建設委員長、山本博文君。

○産業建設委員長（山本博文君） 産業建設委員長報告を行います。

去る6月27日、産業建設委員会を開会し、本会議から付託されました議案2件の審査を終了いたしましたので、その結果を報告いたします。

第50号議案、平成28年度豊後高田市一般会計補正予算（第1号）の内、本委員会に付託された部分ですが、歳出予算の内容については、総務費では、経年の摩耗により、消えかかっている市道の区画線整備を行い、交通の安全を図るための経費が計上されています。

農林水産業費では、田染荘荘園ほたるについて、同地区の観光拠点の機能向上を図るため、設備の増改築を行うほか、田染荘の新たな魅力づくりとして、夏季・秋季にライトアップを行う経費や竹林や樹林地の整備を行い、自然を活かした公園化を進めることで、交流人口の増加と鳥獣被害の軽減を図る経費などが計上されています。

土木費では、桂陽小学校敷地内の放課後児童クラブ施設の建設に伴い、隣接する市道の拡幅工事等を実施する経費が計上されています。

審査の中で、委員より「農業基盤整備促進事業について」質疑がありました。

その結果、第50号議案の内、本委員会に付託された部分については、提案の趣旨を認め、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

第54号議案、豊後高田市農業振興地域整備促進協議会条例の一部改正については、大分県農業協同組合の組織改編による豊後高田事業部の廃止に伴い、所要の規定の整備を行うものです。

審査の結果、第54号議案については、提案の趣旨を認め、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、産業建設委員会審査結果の報告を終わります。

○議長（安達 隆君） 以上で、委員長の報告を終わります。

これより、ただいまの委員長の報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（安達 隆君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論の通告がありますので、発言を許します。

18番、大石忠昭君。

○18番（大石忠昭君） 皆さん、おはようございます。日本共産党の大石忠昭でございます。

私は、日本共産党豊後高田市議団を代表いたしまして、第4号報告に反対討論をいたします。

この議案は国民健康保険条例の一部改正を、市長がことしの3月に専決処分をした件で、今回、事後承認を求めるための議案であります。この中の5割軽減、それから2割軽減世帯の判定所得を見直して、軽減世帯を拡大する部分については、これは当然賛成であります。

しかしながら、今回のこの専決処分議案につきましては、国民健康保険税の医療費分で2万円。それから、後期高齢者医療費分で2万円と。合計で4万円を引き上げて、国保税の課税限度額を1世帯当たり85万円から89万円に引き上げた事後承認の議案であります。

このような課税限度額を4万円引き上げることは

許されません。と言いますのは、国民健康保険の被保険者につきましては、事業者とか、農家とか、退職者でありまして、本市の国民健康保険の税は、市民の所得に比べて高すぎる。税率が高すぎるわけでありまして、働いて真面目に払いたくても、所得が高い方も低い方も同じです。払いたくても払えないような状況が続いておりまして、こういうことは市民生活の実態に比べて高田の国保税が高い。ここが一番問題であります。

よって、今回、4万円の引き上げは、市民生活に大きな負担を強いることとなりますので、許されません。

安倍政権は、今年度予算でも、年額軍事費は5兆円を超えました。過去最高です。その一方で、社会保障の予算は実質減額をしております。政府は税金の使い方を変えるべきであります。

そこで、市長に要求したいんですが、市長は政府に対して医療費に対する国庫負担の負担割合を引き上げさせる。そのために、積極的に働きかけてもらいたいと思うんです。

国の国保に対する負担金を増額される。そして、これだけ市民が困っている国保税の負担を軽くするために、市長の任期もわずかになりましたけれども、最後、こういう実績を残すように働いていただくことを要求しておきます。

よって、私は、この今回の国言いなりの国保税の限度額引き上げに反対をいたしますので、議員各位のご賛同をお願い申し上げます、反対討論といたします。

以上であります。

○議長（安達 隆君） 以上で、通告による討論は終わりました。

ほかに討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（安達 隆君） これにて討論を終結いたします。

ただいまから採決に入ります。

お諮りいたします。

お手元に配付してあります採決表の中で、反対のありました第4号報告を除く各議案は、委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（安達 隆君） ご異議なしと認めます。

よって、採決表の中で、反対のありました第4号報告を除く各議案は、委員長の報告のとおり決定を

いたしました。

次に、反対のありました第4号報告について、起立により採決いたします。

議席に設置されている可・否いずれかのボタンを押した後、問題を可とする者は起立をしてください。

お諮りいたします。

第4号報告は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（安達 隆君） 起立多数であります。

よって、第4号報告は、委員長の報告のとおり決定をいたしました。

しばらく休憩します。

午前10時21分 休憩

午前10時22分 再開

○議長（安達 隆君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○議長（安達 隆君） 日程第2、第55号議案を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

市長、永松博文君。

○市長（永松博文君） 提案理由の御説明を申し上げます。

第55号議案は、教育委員会教育長の任命についてございまして、本年7月1日をもって任期が満了し、改正後の地方教育行政の組織及び運営に関する法律等が適用されることとなる新教育長に、現教育長である河野潔氏を任命いたしたいので、同意を求めます。

何とぞ慎重審議の上、御協賛賜りますようお願い申し上げます。

○議長（安達 隆君） お諮りいたします。

本案については、委員会の付託を省略いたしたいと思っております。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（安達 隆君） ご異議なしと認めます。

よって、第55号議案については、委員会の付託を省略することに決しました。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（安達 隆君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

5番、井ノ口憲治君。

○5番（井ノ口憲治君） 議席番号5番の井ノ口憲治でございます。

提案されました人事案件に反対をするというのは、大変その方にとって失礼だと思い、随分迷いましたが、教育界の声や教育界のため、それから、市民の皆さんの声を代表する形で、教育委員会教育長の任命案件に対する反対の立場で討論をいたします。

私も、教育界にいましたから、提案をされている方の人となりにつきましては、40年以上にわたりましてよく存じております。が、教育界のトップである教育長につきましては、多くの市民の方々から信頼が厚く、人望のある人が望ましいと思います。私は適任ではないと思っています。私だけでなく、私が知っている多くの人も、それを望んでいます。

十分ご理解をいただき、議員の皆様方の賛同いただければありがたいと思います。

以上で、反対討論を終わります。

○議長（安達 隆君） ほかに討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（安達 隆君） これにて討論を終結いたします。

これより第55号議案を起立により採決いたします。

議席に設置されている可・否いずれかのボタンを押した後に、問題を可とする者は起立をしてください。

本案は、これに同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（安達 隆君） 起立多数であります。

よって、第55号議案については、これに同意することに決しました。

しばらく休憩します。

午前10時27分 休憩

午前10時27分 再開

○議長（安達 隆君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

教育長、河野 潔君より発言を求められておりますので、これを許します。

教育長、河野 潔君。

○教育長（河野 潔君） 発言のお許しをいただきましたので、一言お礼のご挨拶を申し上げます。

ただいま教育長の信任をいただきまして、まことにありがとうございます。心からお礼を申し上げ

ますとともに、身に余る光栄と感謝を申し上げます。次第でございます。

新しい教育委員会制度の趣旨に基づきまして、永松市政の下で、子供と市民を中心に据えた、さらに教育のまちづくりに全力発展中、全力教育行政中で、これからも最大の努力をしまいる覚悟でございます。

どうか、これまでと同様、温かいご指導とご支援をいただきますようよろしくお願いをいたします。

はなはだ簡単、粗辞ではございますけれども、お礼のご挨拶とさせていただきます。

まことにありがとうございました。

○議長（安達 隆君） 日程第3、第56号議案を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

市長、永松博文君。

○市長（永松博文君） 提案理由の御説明を申し上げます。

第56号議案は、公平委員会委員の選任についてでございます。本年6月30日をもって任期が満了する公平委員会委員に、新たに安東洋義氏を選任したいので、同意を求めるものでございます。

何とぞ慎重審議の上、御協賛賜りますようお願い申し上げます。

○議長（安達 隆君） お諮りいたします。

本案については、委員会の付託を省略したいと思っております。

これにご異議ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（安達 隆君） ご異議なしと認めます。

よって、第56号議案については、委員会の付託を省略することに決しました。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（安達 隆君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（安達 隆君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより第56号議案を採決いたします。

本案は、これに同意することにご異議ありませんか。

6月29日

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(安達 隆君) ご異議なしと認めます。
よって、第56号議案については、これに同意することに決しました。

しばらく休憩いたします。

午前10時31分 休憩

午前10時31分 再開

○議長(安達 隆君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

○議長(安達 隆君) 日程第4、第57号議案を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

市長、永松博文君。

○市長(永松博文君) 提案理由の御説明を申し上げます。

第57号議案は、固定資産評価員の選任についてでございます。固定資産評価員に、税務課長の近藤幸一氏を選任したいので、同意を求めるものでございます。

何とぞ慎重審議の上、御協賛賜りますようお願い申し上げます。

○議長(安達 隆君) お諮りいたします。

本案については、委員会の付託を省略したいと思えます。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(安達 隆君) ご異議なしと認めます。

よって、第57号議案については、委員会の付託を省略することに決しました。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(安達 隆君) 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(安達 隆君) 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより第57号議案を採決いたします。

本案は、これに同意することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(安達 隆君) ご異議なしと認めます。

よって、第57号議案については、これに同意する

ことに決しました。

しばらく休憩します。

午前10時33分 休憩

午前10時33分 再開

○議長(安達 隆君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

○議長(安達 隆君) 日程第5、意見書案第2号を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

8番、近藤紀男君。

○8番(近藤紀男君) 教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1の復元を求める意見書について、提案理由の説明を申し上げます。

日本は、OECD諸国に比べて、1学級当たりの児童・生徒数や教員1人当たりの児童・生徒数が多くなっています。また、障害者差別解消法の施行に伴う障がいのある子供たちへの合理的配慮の提供、外国につながる子供たちへの支援、いじめ・不登校等への対応など、学校を取り巻く状況は複雑化、困難化しており、学校に求められる役割は拡大しています。

また、学習指導要綱により、授業時間数や指導内容が増加しています。こうしたことの解決に向けて、少人数教育の推進を含む計画的な教職員定数改善が必要です。

大分県においては、厳しい財政状況の中、独自財源による小学校1・2年生、中学校1年生の30人以下学級の定数措置が行われていますが、第7次教職員定数改善計画の完成後10年もの間、国による改善計画のない状況が続いています。

自治体が見通しを持って、安定的に教職員を配置するためには、国段階での国庫負担に裏づけされた定数改善計画の策定が必要です。一人ひとりの子供たちへのきめ細かな対応や学びの質を高めるための教育環境を実現するためには、国の施策として定数改善に向けた財源保障をすべきです。

三位一体改革により、義務教育費国庫負担制度の負担割合が2分の1から3分の1に引き下げられました。その結果、自治体財政が圧迫され、非正規教職員もふえています。子供たちが、全国どこに住んでいても、一定水準の教育を受けられることが憲法上の要請です。

子供の学ぶ意欲、主体的な取り組みを引き出す教育の役割は重要であり、そのための条件整備が不可欠です。つきましては、2017年度政府予算編成にお

いて、2つの事項が実現されるよう国の関係機関へ要望したいので、地方自治法第99条の規定に基づく意見書として提出していただきますようお願いするものでございます。

豊後高田市議会議員 河野正春

以上、議員各位のご協賛を賜りますようお願い申し上げます。

豊後高田市議会議員 山本博文

○議長（安達 隆君） お諮りいたします。

本案については、委員会の付託を省略いたしたいと思えます。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（安達 隆君） ご異議なしと認めます。

よって、意見書案第2号については、委員会の付託を省略することに決しました。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（安達 隆君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（安達 隆君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより意見書案第2号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（安達 隆君） ご異議なしと認めます。

よって、意見書案第2号については、原案のとおり可決されました。

以上で、本定例会に付議されました案件の審議は全部終了いたしました。

これをもちまして、平成28年第2回豊後高田市議会定例会を閉会いたします。

お疲れでした。

午前10時38分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

豊後高田市議会議長 安達 隆